

第36回 福井市景観審議会 議事録

1. 日 時 平成28年3月7日(月) 午前10時から午前11時35分まで

2. 場 所 福井市企業局3階 301会議室

3. 出席者

(1) 委員：11名

白井秀和委員(会長)、金田明彦委員(副会長)、内村雄二委員、桶谷治寛委員
織田法雄委員、加藤美子委員、阪口浩実委員、佐藤光笑委員、仁科章委員
野嶋慎二委員、藤澤芳一委員

(2) 事務局：8名

[都市整備室] 谷澤都市戦略部長、宮下都市整備室長、高島副課長、釣部主任
下田主幹、山崎主幹、松山主査、庭本主査

4. 会議次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

福井都心地区景観形成重点地区内の景観形成のあり方について

資料1 福井市景観計画(案)

資料2 福井都心地区特定景観計画区域(福井城址公園ゾーン)(案)

4 報告事項

(1) デザイン調整対象事業について

参考資料 デザイン調整対象事業の報告

(2) 福井市景観賞2016について

参考資料 福井市景観賞2016募集チラシ

5 閉 会

- 釣部主任 第36回福井市景観審議会の開会。
都市戦略部長あいさつ。
- 谷澤部長 <あいさつ>
- 釣部主任 委員の出席確認。森久保委員、渡辺委員が欠席。
全13名の委員のうち、出席11名、欠席2名で、過半数の出席なので成立。
以後の議事の進行については、白井会長にお願いします。
- 白井会長 それでは、議長を務めます。
早速、会議次第に基づいて、まず議事(1)に入ります。
「福井都心地区景観形成重点地区内の景観形成のあり方について」、事務局の説明をお願いします。
- 庭本主査 **議事(1) 福井都心地区景観形成重点地区内の景観形成のあり方について**

資料1、2に基づき説明。
- 白井会長 ありがとうございます。ただいま事務局より福井都心地区景観形成重点地区内の景観形成のあり方についての説明がありました。委員の皆様、ご意見ありましたらお願いします。
- 織田委員 業界を代表して出席していますので最後のページが我々業界としては引っかけられます。今、県も屋外広告物の規制ということで見直しを行っています。多分、9月か10月に決まってしまうと思いますが、それとの比較は考えないのでしょうか。例えばここは城址公園の中だからこの基準でやるのかなど。県の屋外広告物条例が厳しくなっていくが、こちらはもっと厳しくなっている。
- 庭本主査 県条例の改正案よりも厳しい内容になっています。
- 織田委員 組合ではそれを言われると思います。県の方の条例が今から変わっていくのに市は市でやっている。じゃあ、どちらを基準としていくのかということ。県は県の条例で定めているし、どの様に説明すれば良いのか。一応、県の方は業界に何回も説明がありましたが、福井市の場合は景観として、ここの場所だけということになりますので。これで決まりということでしょうか。例えば資料2、1番最初のページに1㎡以下と書いてありますよね。
- 庭本主査 こちらは1㎡を超えるものを掲出する場合には届出を提出してほしいというものです。
- 織田委員 提出の基準ですか。
- 庭本主査 そうです。ご提出いただく中で景観形成基準に配慮をいただきたいということです。
- 織田委員 あと、もう1つですが、電飾の事が書いてあったと思います。最近、確かに電飾は屋外広告物に付けない方も結構いらっしゃいますが、厳しくなっているのでお客様に対してもなるべく避けてはどうかと言っているところです。福井市内ではないが、大きい通りでも高さを低くしなさいとなっているところもあります。ただ今はLEDが主流になっているのが現状です。今の話、LEDから普通の電

球に変えなさいというのは、メーカーも作っていないことも加味していただかないと福井が暗いまちになってしまうと思います。ただでさえテレビのニュースなどの最後に福井の映像が出るが、小浜の方は車が走っており余程明るく見えます。個人的にだが福井は暗い感じのまちに見えます。LEDが明るすぎるから暗くしなさいということになると、メーカーとの話をしていただかないといけないと思います。

庭本主査

この意見は事務局ではなく地元の地権者や建物の持ち主の方から出た意見です。それに対して専門部会としてはLEDを禁止して白熱球にした方が良いという話ではなく、LEDはLEDでも白熱球のような色になるように工夫したLEDもある中で、場所と目的に応じてそういった製品を選定してほしいという基準としています。今、こういったご意見があったということで説明をさせていただきましたが、白熱球にしてくださいというものではございません。

織田委員

世の中がLEDになっている中で辛いところがある。

庭本主査

県の屋外広告物との関係ですが、確かに改正案の基準より厳しいものとなっております。というのは県条例につきましては県内、全域にかかる条例ということで、城址周辺に的を絞った基準はなかなか検討しづらいのだと思います。特定景観計画につきましては、屋外広告物条例は条例ですので絶対に守らなければならない基準ですが、それを守っていただいたうえで、この城址公園ゾーンについては福井の中で最も重要で雰囲気を守っていききたい場所ということで、屋外広告物条例よりもより1ランク配慮を求めていきたいという趣旨でございます。ただ現状に合わないもの、守れないような基準を必ず守るべき基準で書くわけにはいきませんので、一度、現地を調べ、屋上広告物は1つも無かったため記載をさせていただいたうえで、事業を営んでいる方に対して内容の説明と意見を伺いました。その結果、概ね賛同いただいていると考えています。

織田委員

たまたま城址公園の中ですが、他の部分、まちなかの部分になってきますが、これに準じていくのかなということが心配です。

庭本主査

それは場所に応じた景観の形成という、そもそもの目的がございます。中央1丁目ゾーンは特にそうですが、賑わい、歩いて楽しい空間というコンセプトになっていますので、ここまでの厳しいものではないと思っています。

織田委員

例えば業界に説明をお願いは出来るのですか。

庭本主査

養浩館庭園周辺ゾーンの時にも行なわせていただきましたが、指定後に業界に登録されている方に概要の説明冊子を送付させていただいたり、総会などに出席させていただいて、説明をさせていただいたりしています。そういった周知につきましては我々も行わないといけないと考えています。

織田委員

これは案という形ですが、ほぼこれで決定なのですよ。

庭本主査

今は専門部会としての最終報告ということで案でございます。今回は審議会案ということで、ご審議を賜りたいと思います。審議会として最終報告案としていただけるかどうかというところを、ご審議いただきたいと思います。

織田委員

また一度来ていただき説明をしていただけると、ありがたいと思います。

白井会長

他にございますか。

桶谷委員	<p>建築物の新築等のところですが、このゾーンの中を見ますと公共施設もしくは公共用地が多いかなと思っておりますが、その中で敷地内の位置及び外構でセミパブリック空間の創出を図ることが望ましいと書かれています。もともとパブリックなものに対してセミパブリックなものを求めていくということになるので、どうということか分からないということが1点です。先程、地元の方からの意見紹介にもありましたが、建物の高さの問題ですね。出来るだけ共同化に努めると書いてありまして、なおかつ建物を低く抑えろという、共同化といえば再開発をイメージしてしまいますが、具体的な事業手法として成り立つのかなと思います。その辺りはどの様にお考えなのでしょうか。</p>
庭本主査	<p>まずはセミパブリック空間の創出についてでございますが、このゾーン内で最も面積を占めているのは県庁と市役所、公園、小学校です。しかし、それ以外に民地が何軒かございます。公共の方はそもそもパブリック空間ですので当然のこととですが、それ以外の民間の方の所有地でできました共同化などをして頂く中で、外構に余裕を持たせてセミパブリック空間を設けていただけないでしょうかという趣旨で設けさせていただいております。また共同化自体が再開発を連想するという話ですが、高さの方でもありますが3階建てまでに抑えることが望ましいという中で、趣旨としてはできるだけ外構に余裕を持たせるために、適度な共同化をしていただきたいという事です。</p>
桶谷委員	<p>意図は分かりますが、実際にできるのかなという事です。</p>
庭本主査	<p>実効性という意味では100%できる保障は全くございませんが、景観のあり方として望ましい考え方をお示しさせていただいている。</p>
桶谷委員	<p>これを行わせるのであれば、何かボーナスになるような支援策が必要ではないかなと思います。</p>
庭本主査	<p>説明は省かせていただきましたが、指定をさせていただき努力や推奨基準を守っていただけると現在でも補助事業を行っており、今年度も別のゾーンですが景観として3件の補助を行っている。そういった補助の適用範囲となるため、行政としても支援できると思います。</p>
宮下室長	<p>今ほどの共同化のお話をいただき、なかなか共同化にあわせて高さを抑えられないのではないかとということで補助という話もさせていただきましたが、都市計画上で容積率の規制がある。それと比べてかなり低くしています。じゃあそれに見合う分の補助があるかということ、それに応えるだけの補助というのはなかなか難しいと思います。しかしながら城址周辺ということで特に景観形成のあり方という中ではやはり、協議としてはこの基準をベースに始めさせていただきたいと考えています。なかなか補助で抑えられるかということ難しいと思いますが、まず届出なり計画の初期段階で話をさせていただくベースとして、こういった基準とさせていただきたいと考えてございます。</p>
白井会長	<p>よろしいでしょうか。他に何かございますが。</p>
内村委員	<p>広告物の表示なのですが、照明広告や屋上利用広告などの項目が他のところにもあると思うのですが、今回の場合でいうと64～65ページ表示の制限で「屋上利用広告は、設置しない」などの表記は出来るだけ統一した方が良いのではないかと思います。</p> <p>また記述のバランスですが、各特定景観区域の中でバランスをチェックされたのが気になるところです。要するに一乗谷地区というのはご存知のように文化財も含めて一番縛りが厳しいところ、文化庁独自で規則をもっているところで</p>

す。両方で一番厳しい規制対象となっているところ、これは周知の所と思います。その中に景観計画で盛り込んだものが66～68ページに一乗谷地区が記載されているが、今回の福井城址公園というところで、あえて記述の文脈を読んでいくと良い悪いは別として、非常に一乗谷よりもこだわりが凄く出ています。そういう中の整合性ということです。内容については的確で地元のご意向も含まれていて、そんなに異存は無かったということで拝聴してはいたのですが、ただ計画主体としては法令に基づいた行政文章なので地元がいいからということではないと思います。そういう時に一乗谷というのが私は景観的にも位置付け的にも基本的に一番厳しく言及される対象であると思います。

次に福井城址というものが非常に重要で、都市景観形成というよりは歴系景観を保全して活用するという流れでは一乗谷と同心円にあり、非常に類似していると思います。そこでそういう見方をした時に既往のものとの関係性という意味でこの様な福井城址の表記というものが検証されているのかという意味で、言い方は悪いが既往のものに足し算をしていったという風に見えるのです。足し算をした後に出来上がったものがちゃんと既往のものとの関係を含めてバランスが取れているのかということでは大事で、通達のように付け足せばよいというものではなく、そういうことはありませんということかもしれないが、単純に表記と文章の量なり記述のスタンスがちょっと違うので、そこはチェックされましたかということを一つの意見として言っておきます。

もう1つは景観法関係で言うと4章ですね。同じような視点になるのですが52ページになります。実は一乗谷というものは別格で文化財保護法の関係で除外されていると思いますが、福井城址を考えた時に、歴史遺構として実在して非常に貴重なものだと思いますし、今回位置付けされたわけですが、こういうときに、近代建築物とか分かりやすい箱ものなどの建造物という規程の中に、他所の例も含めて、土木遺産も含めてあるわけですね。そういった流れの中で、この第4章に、今回福井城址を入れるというのが景観上で非常に重要だと私は思います。それと、城址の植栽あるいは中央公園の今まで市民が育んだシンボルツリーになっているような木、あるいはそういうランドマーク、愛されてきた樹木というものも、この広範囲の中にきちっと位置付けをするいい機会ではないかなと思います。

今、そのこのビクターセンターのちょっと内側あたりを見たのですが、私が非常にこれは残してほしいと思っていた木が全部ほとんど無くなってしまっていて、階段の脇に柿の木か何か分からないが寂しい木が残っていました。やはり緑を位置づけると、ここで、景観法の中では、歴史的建造物と緑というものもきちんと指定しなさいということが4章に書いてあるのです。

この福井市の景観計画を見たときに、この4章が少しそういう意味では脆弱だと思います。福井城址がなかったら、後は何をやるのかと私は思います。素材は検討されたのかということ。これも意見として聞いていただくとありがたいです。以上です。

白井会長

4章がちょっと少ない、すぐ5章に行ってしまう。
内村先生、これは量的にも、ということですか。

内村委員

そうですね、いや、ま、量的にどうか、いままで触れてなくて、養浩館のときに微妙だったと思うのですが、養浩館もやはり周辺がこうやって整備されて、新市街地なので、城址公園周辺は、唯一、本丸とその周辺の遺構が残って、かつパブリック空間ということがあるので、一番はやはり内堀の部分だと思います。

ああいうところというのは、どういう景観計画上の位置付けをするかというのは、検討されてここでは割愛されたのか、あるいはそういう発想はなかったのかという確認だけです。

白井会長	どうですか。
宮下室長	<p>福井市の場合は、景観法の前に、福井市都市景観条例という独自条例で景観行政を進めてございました。その際に、景観重要建造物といったような形のことを指定させていただいております。ただ、景観法に移行する際に、その取り扱い自体をここに記載するといったそういう形を取っておらず、改めて、そのことについてはしっかり再検討しようということになってございます。</p> <p>従いまして、今は、ボリュームが薄いというのは、そういった、まだこちら側で十分な検討、検証されていない項目になっておりまして、今後の景観行政を進めていく上での一つの大きな課題だと認識しております。</p>
白井会長	はい、それでよろしいでしょうか。
内村委員	<p>ただ、軸としては4章の方が大事ですよ。それは、景観計画に、景観条例とか基本計画といった模範ができた後、景観法に移行したときに、4章のいうことの意味合いが、一乗谷みたいなのところの一つあって、今回みたいな流れの中に、よく知っていたのか存じ上げないが、言いたいのは、景観計画は、やはりちゃんと法定計画で考えられた章立てになっている。それぞれに対して、きちっとそういう施策を展開する当局にあっては、それなりに条例よりも高い位置の景観計画の方で、きちっと位置付けをしなければならない。</p> <p>景観行政をやりやすいということだけ、こうやって付け足して触るということは、そろそろ、もう景観法も出来て10年経つわけだから、本質的なところできちんと整理していただきたいということです。</p>
白井会長	では、課題ということで。少し脆弱だと。
内村委員	というか、景観計画に盛り込めてないのがおかしいということです。
白井会長	<p>じゃ、課題にしてください。</p> <p>まだ、時間が大分ありますので、自由に言ってください。</p> <p>どうですか。よろしいですか。</p> <p>では、そういうことで、次の議題でよろしいでしょうか。はい。</p> <p>それでは、事務局に報告事項をお願いします。</p>
山崎主幹	<p>参考資料1に基づき、「デザイン調整対象事業の報告」を説明。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県庁線再整備事業 2. 福井駅付近連続立体交差事業 3. えちぜん鉄道・福井鉄道相互乗り入れ支援事業
白井会長	続けて、次の報告をお願いします。
下田主幹	チラシに基づき、「福井市景観賞2016」を説明。
白井会長	それでは、今の報告事項2件について御意見ををお願いします。
藤澤委員	<p>まず、県庁線についての質問と意見をします。</p> <p>線形を変更されたが、外側線とかそういう規制について、県の公安への説明はもう終わられているのか。</p>
山崎主幹	そうです、その結果で了承しています。

- 藤澤委員 もうこれでOKをいただいていたということですね。変な線はもうこれ以上入らないということで、横断歩道と停止線と中心線が今後入るということですか。
- 山崎主幹 中心線は元々予定していません。
- 藤澤委員 ここは一方通行なのですか。
- 山崎主幹 双方向なのですが中心線は必要ありません。
- 藤澤委員 中心線がなしでもOKなのですか。
大分、線形が整ってきて好感が持てます。このふくらみを持った有機的なデザインというか、一定の幅員じゃなくて、面白いデザインで、結構チャレンジングな道路の線形なのですが、少し気になるのが、市道から左側が線形的にまだこなれていないというか、左右のふくらみのバランスというのがもうちょっと検討の余地があるかなと思います。
右折レーンは無いのですよね。
- 山崎主幹 周辺には商店街というほどではございませんが、店舗があつて、もともと調整前でもかなり大きくなっていますけれども荷さばき等が多少できるようにということで、ちょっと図面が薄い部分もあるが、停まれるようにということで、本来ならばこのままなじんだ形でやりたいところですが、そういった部分も設けるということで、多少変形させている。
- 藤澤委員 すごく細かい話になりますが、この部分（駅前の交差点側）が、何か少しデザイン的に、もう少しうまくできると良い。細かくふくらみを付け過ぎていて、道路景観、連続的な景観として、この出っ張りが少し気になるのですよね。
ここもこうふくらみがあつて、ここもふくらみがあつて、そしてこちらが出っ張って、細かくちょっと折り過ぎのような気がします。この辺は（セブンイレブン前～市道交差点）まっすぐでもいいのかなと思います。この辺は、実際にこう絵を描いてみて何かやらないといけないと思います。
- 山崎主幹 おそらく、元々の線形自体がふくらんでいるというところから作っているのだからこうなっていると思います。
- 藤澤委員 分かります。これは、こういう線形にするのであれば、もう上の方の曲線に引張られずに、新しいデザイン的なバランスでチェックしていった方が良いと思う。これはまだ、これから実施設計ですか。
- 山崎主幹 一応、最終的な図面ではございますが、そこまできれいに表されているかどうかということもございます。例えば、こちらの方は角っぽくなっているというか、そういうところもございますので。
- 藤澤委員 私が気になっているのは、その左下のそこが少し気になっているので、そこが処理すると、デザイン的に非常にまとまってくるのではないかと思うので、もし、できれば御検討いただければと思います。
その他に質問なのだが、歩道空間が大分広がって、歩くだけじゃなくて滞留空間ということも意識されていると思うのだが、これは、道路の施設としては、当然、ベンチとかは付けられないと思うが、そういう機能をつけたりとかはあるのですか。
- 山崎主幹 説明が無く申し訳ございません。こちらの図面の方で、仮としてこういう形で、樹木の下に置いてございますが、ベンチも設置させていただいております。

藤澤委員 道路線の中で可能なのか。

山崎主幹 道路付属物として可能です。ただ、もともと、こちらの方でイベントやそういったことも、オープンカフェ、そういったものも考慮して移動できるように、可動式のベンチを検討しているところです。固定式ではないものを設置しようと思っているところです。

藤澤委員 今、オープンカフェの話が出ましたが、占用に関しての方針はありますか。

山崎主幹 具体的に、今、この県庁線のここだけをどうのこうのというのは、今後考えていかなければいけないと思いますが、オープンカフェとしても、まだ、この周辺の店舗の方が、こちらの方で具体的にやりたいというものが挙がっているというものではない中で、将来的にはそういったことも踏まえた空間を設けているところなんです。具体的に、ここで、例えばこちらの方の店舗がやるというようなものができているというものではございません。ただ、整備に当たっては、そういったものもできるようにと、将来的に可能であるというふうな整備をしたいということで、こういう設計にしています。

藤澤委員 そういう占用に対する道路というか、そういう、この区間だけの特例措置みたいな、そういうことを明文化とかしていったらいいかと思います。

宮下室長 現時点では、通常の道路占用と同じ形になると思います。ただ、地元の方で、例えばオープンカフェなどをやるに当たって、きちんと組織化するようなことができれば、その中で県庁線オリジナルのルールづくりというのは可能だと認識しています。

藤澤委員 是非、そういった人の顔が見える街路になっていただけるといいなと思います。最後にもう一点、ここの歩道の舗装が、おそらく御影石のレンガ目地っぽい、300×600ぐらいの大きさの平板なのですかね。この舗装材が、この県庁線で、今、デザインが決められて、周辺に対する連続性とか関係性とか、そういうものは何かイメージされているものはありますかでしょうか。ここだけで終わるのか、それとも、このデザインというのは、どういう方向性で広がっていくのか。

山崎主幹 お堀のあるこの周りの道と合わせていくのかという話だと思います。

藤澤委員 ここだけで終わってしまうと少しもったいないなと思ひまして。

山崎主幹 もちろん、全く同じ色というものを周辺に合わせるかということは、今、議論していかなければいけないと思います。県庁線は特別な空間ということもあるので、全く同じものかというのは、検討中です。

宮下室長 今、来年度、農業会館前の道路の基本設計とか実施設計を予定しています。今、現段階では、まだそのベースとなる考えだけを庁内で検討した結果がございまして、その中では、県庁線の歩道舗装の意匠をできるだけ踏襲していこうという方向性は、一応出しております。ただ、これから基本設計なり詳細設計という中で、また地元の方々とも中身を協議していかなければいけません、そのベースには、基本的なデザインはなるべく、ばらばらにしないでもっていこうということは思っております。

藤澤委員	今までのこういう街路整備というのは、部分、部分の発注の範囲とか地区の範囲でデザインがガラッと変わっていつてしまうことがあるので、是非とも、できるだけ広い視点で、いきなり詳細設計じゃなくて、基本計画・基本設計という段階で、あと専門家の意見を入れながら、進めていただければと思います。
宮下室長	庁内に、いろんな研究会を作って、その研究会の一つの中で、今、県庁線を含めた周辺の道路整備をどうしたらよいかということで研究しておりまして、その中でベースなので、今後、当然、計画は熟度を上げていかなければいけないので、その際にまた、デザイン調整をお願いする中で、いろいろご意見をいただきながら進めていきたいと思う。
藤澤委員	是非とも、よろしくをお願いします。
谷澤部長	今、室長の方からも話がありましたように、この県庁の五叉路のところは、ここは市道ではなく県道の区域になります。したがって、この五叉路のところも、やはり県の方と調整を取りながら進めていかないと、連続性というものが見出せないで、当然、この五叉路というところも、県の方ともまた協議しながら進めてまいりたいというふうには思っております。
藤澤委員	この五叉路というのは非常に重要ですね、景観的にも。横浜に昔、もう30年ぐらい前の整備になるのですが、こういった交差点をこういうスクエアなデザインで上手くまとめた事例もありますし、是非とも、そういう交差点になっていただけると非常に良いと思います。
仁科委員	一つ確認したいのですが、事前に埋蔵文化財の調査は行うのですよね。下の発掘調査は。
宮下室長	ちょっとそこまで確認はしておりません。
仁科委員	というのは、百間堀を正確な位置で復元しないと意味がありませんから、この辺だということは分かりますけど、おそらく、道路の構造がどうなるか分かりませんが、地下遺構に影響を与える場合には福井市の埋蔵文化財センターが多分調査するのだらうと思うのですが、それによって、そういう遺構の位置を確定して復元していくというセオリーがありますので。 それは確認して、事前の調査をしっかりとやって、ちゃんとした位置を確かめて復元しないと意味がないと思います。
野嶋委員	そのときに遺構が出てきた場合はどうなるのでしょうか。
仁科委員	たぶん、下は残っていても上はとられています。ユアーズホテルの前もそうでしたし。
宮下室長	今の工事の内容自体が舗装の改修なので、ですから基本的には、下の方に影響を与えないという考え方になると思います。 ただ、今、委員がおっしゃるような遺構の位置自体がどこかということは確認が必要かと思っておりますので、そういった対応はしていかないといけないと思っております。
仁科委員	少し掘れば、もう大体の位置は分かっているのですが、やはり「ここだ」という場所は確定した方が良いと思います。
谷澤部長	今、ちょっと確認しています。どれぐらいまで、今、路床まで仕上げるのか、

路体までなのか、上層なのか、ちょっとそこら辺はまた詳しい担当の者が今、来ていないので。

仁科委員 実際、百間堀の中はそのまま泥とかそんなもので埋まっていますので。縁だけをやります。ただ、だいたい70センチか80センチぐらいが昔の遺構なのです。県庁の中もそうだけれどもこのぐらい下がるのです。

谷澤部長 今、確認しますが、多分、上層路盤までしか工事はやらないと思いますので、30センチぐらいから40センチぐらいだと思いますが、確認させてください。

宮下室長 逆に車道面を上げて、歩道とか段差を失くすような工事内容になるので、そこまで深くはおそらくいかないと思っています。

藤澤委員 昔の石垣の天端高というのは、今の地盤よりも高いのですか低いのですか。

仁科委員 高いです。

藤澤委員 あ、もっと高かったのですか。その場合、例えば、この右側のこれ、二の丸の城壁なのですかね。右側のこれは。

仁科委員 そうですね。

藤澤委員 そこなんかは、おそらく高い石垣だったのではないかと思うのですが、例えば、人の流れに関係のないところに、本当の石垣の石をちょっと並べて、実際はもうちょっと高くなっていたとか、そういうのを見せるのはどうかと思います。例えば、こういうところは、人の流れにあまり関係ないところが少しありそうな場所があるのですが、そこに2、3列だけでも本物の石を置いて、「この場所に石垣があって、これが復元された石です」とか。そういうのはできないのですか。

宮下室長 工事の内容につきましては、一応、路盤のみなので、現在の路盤高から大体50センチまで工事が全て終わります。あとデザイン的なことは、そこまでは正直予定はしていませんでした。

仁科委員 「何かこの辺だ」って復元しているのと、確認して「ここだ」って分かるのと全然、意味が違うと思うのですよ。図面上で、我々もここに来るというのは分かっています。ほぼもう1メートルもずれません。だけれども、それでいいのかということになると、私は確認して正確にした方が良くはないかと思います。

宮下室長 ここだけ少し掘って、石を確認するということはできると思うので、復元については調べるような形で考えて参りたいと思います。

仁科委員 その方がやはり良いと思います。

藤澤委員 1、2か所、筋掘りしてみるとか。

仁科委員 もうこの辺でちょっと入れて、もう機械で頭を少しはつって、上を見つければいいだけです。

藤澤委員 で、もし、見つかったら、その本物の石を表面に2、3個だけでも乗せてあげれば。歩行者に邪魔にならないところに。現場対応でいいと思うのですが。

野嶋委員	それはよいご提案だと思います。何かこうパフォーマンスとして、掘ってきて出てきたものがあるということで、アピールとしても市民対して大分違うと思います。
宮下室長	歩行空間であれば、多少、荷重の心配もありませんので、石の天端だけ見ていただくということはできるかもしれません。また検討いたします。
谷澤部長	大体70センチぐらいですか。
仁科委員	県庁の中は大体70センチから80センチぐらい埋まっています。その下が昔の遺構になっています。ここらも、みな福井市内周辺は大体70センチから80センチ。どうして、そんなに土に埋まったかは分からないが、そのぐらい、みんな下に遺構があります。それは福井市の方でも把握していることです。
桶谷委員	<p>幾つか教えていただきたいことがあります。</p> <p>まず一つが、この調整前の案のところで、もともとこの道路の線形を蛇行にした意図、意味はどういうところにあるのかということが1つお聞きしたい。</p> <p>あと、最近、車で歩道に突っ込むような事故があちこちで起きているのですが、そういうような議論は、この線形を見たときになかったのかなというのが気になった点です。しかも、一定の幅員ではなく、先ほどの話では、幅員が変わってくるということになると、もちろんボラードとかは立てるのでしょうけど、ひょっとしたら、ということもあるのかなと、そのあたりの何か議論があったのなら教えていただきたい。</p> <p>それから、ここが、特定景観計画区域内の公共施設になりますが、そのあたり、景観計画の景観形成基準との議論なり調整なりというのがあったのかどうか、それを教えていただきたい。</p> <p>それから、先ほど五叉路の話は出ましたが、上の調整前の案を見ていると、何となくスクランブル交差点みたいなイメージを受けたのですが、それが下の案にはなかったの、これは、先ほどの話からいくと、県の方でデザインしていくような話ということで、調整後の案には出ていないのかなと理解したのですが、そういう話なのかどうか。</p> <p>それからあと、自転車の動線なんかはどうなっているのかが、ちょっと分からなかったの、教えていただきたいと思います。以上です。</p>
宮下室長	<p>線形の話は、もともと、センターラインをなくすということで、歩行者空間を拡充する、標準でいいますと大体5メートルぐらいからそういう枠組みとなっています。それを法定5メートルまでは一応決めているのですが、その段階でセンターラインを入れないということになりました。</p> <p>双方向の交通をしながら、歩行者の安全を確保するというので、安全対策としてはボラードを入れております。そして車に対しての速度を抑制策として、シケイン、蛇行させるということを公安との協議の中でまとまりまして、それを、ずっとデザイン上との調整をしながら、お互いにせめぎあってきた形が今の状態ということでございます。</p> <p>したがって、車に対しての速度抑制と、歩行者と安全、車よけの安全対策ということで、ボラードとシケインが最初のベースにありながら、デザイン面の調整をしていったことで今の現行のデザイン形態ということでございます。</p>
山崎主幹	<p>景観計画との兼ね合いですが、今、景観形成基準を設けているのが建築物と工作物、そういったものでございまして、道路に対しての基準というものは、実際、中間報告させていただきまして、景観重要公共施設の方で検討を図っているところでございます。</p> <p>もちろん、その中でも、こちらの方は歴史的な道、歴史的要素があるというこ</p>

とで検討していますので、こういった百間堀の跡を設置することで、歴史環境軸として配慮しております。

桶谷委員

逆に、これがモデルになってくるというような感じですか。

山崎主幹

はい、基本的にはそういう形で考えております。

県道との五叉路の部分は、当初、こういった形でというような話はありませんでしたが、今回、この県庁線の再整備事業の対象外ということで、最終的な図面からはあえて落とさせてもらっているというところがございます。

宮下室長

先ほど申しましたように、来年度、県庁線からの先、農業会館前とかの基本計画、実施設計をやって参ります。それに合わせて、県の方にもこの五叉路の部分を整備してくださいと、まず、その了解から取らなければならない状態なので、そちらの方の了解が取れた時点で、またデザイン的な調整とかということはさせていただきたいと思っております。

山崎主幹

自転車については、専門部会の方でも道路の方に通すという話もありましたが、基本的には歩道の方に自転車の方も通るという形で今は考えています。

白井会長

これは、なかなかアイディアはいいのだが、名称とか何かというのはあるのですか。ひょっとすると、すごい目玉になりそうな気がする。先ほどオープンテラスとか言ったでしょ。

宮下室長

道路の名前も、現在は、都市計画道路名そのままの「県庁線」という形で、名称としては決まっています。ただ味気ない。

白井会長

だから、「何とか通り」って、竹下通りじゃないけれども、そんな感じ。車が走りますが。

宮下室長

もう一つあるのが、やはり、将来的な城址公園の構想を踏まえた上での今回の道路整備なので、もう「県庁線」はないだろうという意見もございまして、そういったところも踏まえて、名称をどうするかという話は、ちょっと検討しなければいけない状況になっています。

道路の愛称名として変更するのか、または、きちんと正式な道路の名称として改めていくのか、その点も踏まえて。

白井会長

通称でもいいのではないのでしょうか。

まあまあ、例えば、の話ですが。

いや、これは誰が考えたのか知らないけれど、いいところにいい場所がありましたね。だって、今の上から見たら、本当に味気ない直線道路になっているのだから、これは本当に良いアイディアだ。面白い。

他に、皆さんいかがでしょうか。

佐藤委員

福井城址公園のイメージに合わせた景観という言葉がしきりと出てきているのですが、福井城址の中身がどういうふうになるのかが決まったのか、私の認識不足だったのかとずっと引きずっていたのですが、まだこれからだということなので、そうするとまた。

でも、この通りの名前にしても何にしても、そういったことから自然にぴったりと出てくるというか。先に名前ありきで、「ハピリン」とかなんかも、大変私なんかは嫌な感じだと思っている。あれが、こんな短絡的なおちゃらけた名前なんだろうとか、そういうふうに実は思っているもので、まず先に勝手にそういうふうなものを作るよりも、やはり核は何か、核がイメージできて、または

構想ができて、初めて周りを検討するものではないのかなど、でも、いろんなことがあってそういうはいかないのかなど、先ほどから考えていました。

意見ではないのだが、少しでも、いろんなところが新しくなったりすると、まちの雰囲気も一変していくというのは、本当にこれは事実なので、少しずつ福井市も全部いろんなところが少しずつ整っていけば、おのずと波及が生まれてくるもので、市民も建てようかなとかリフォームしようかなとか、若い人が帰ってこないけど、と思っていた人でも少し心が動いたりするものだと思います。

白井会長

いや、いい場所がありましたね。結構、面白い。

蛇行させるって先ほど質問があったけれど、もっと蛇行させればいいかもしれない。これは、どこの部会でやっているのですか。うちの部会ではないのですか。

山崎主幹

これはデザイン調整で行っています。

この事業は市の事業ですが、大元の計画は県都デザイン戦略の中です。

白井会長

そこで、この曲線のアイデアが出たのか。

山崎主幹

曲線は検討の中で出てきたものであって、もともとこういう形で整備するとはなっていません。

織田委員

城址公園の話とは違うのですが、今、橋本左内先生の生家を壊しているのです。あれは市が買ったのですか。じゃなくて、そこにいらっしゃる方が建て替えるのですか。

白井会長

橋本左内が産湯を使ったとかいう。

織田委員

橋本左内先生の生誕地ですよ。

片町へ行くまでの1本ちょっと前ぐらいですかね。

白井会長

あれは市と関係ないのではないか。

織田委員

市は関係ないのですか。

地区として、一応、生誕祭とかはやっているのですけど。

我々とする、景観なんかの基本方針と書いてあって、「歴史・文化」と書いてありますから、やはり、そういうところをしっかりとやっていただいた方がよいと思う。

たまたま、今、その隣の家だかよく分からないのだが、もう取り壊している。だから、市が買ったのかなど。

いつも、生誕祭を道路でやっているのだが、そういう状態というのは良くないのではないかと思っているのですけども。業界的にどうのこうのではなくて、あくまでも、一般市民的に思っていたのですけど。

白井会長

一応、議事録で残していただいて。直接は関係ないですけど。

宮下室長

調べてはみます。

白井会長

他に何か。よろしいですね。特にご異議はないということで。

以上を持って、本日の審議は終了したいと思います。ありがとうございました。

釣部主任

第36回福井市景観審議会閉会。

(午前11時35分)